

江戸押絵

伝統的工芸品に指定される

昨年、「江戸押絵」が伝統的工芸品に指定された。歌舞伎の着物、装束、風俗などを題材に、日本画の画法も交えながら発展し現在に至る押絵は、羽子板をはじめ東京スカイツリーのエレベーターの内装や絵馬、屏風や肖像画など、伝統の秀逸な技術を体感できる装飾として多彩に展開している。

指定をうけ、今後のさらなる活躍が期待される。

指定された「江戸押絵」は、東京歳之市羽子板商組合（野口豊生組合長／加盟社17）が申請した。

伝統的工芸品の要件は次のとおりで、五つの項目すべてを満たし、伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和49年政令第百七十七号、以下「伝産法」という）に基づく、経済産業大臣の指定を受けた工芸品のことをいう。

- 1.主として日常生活の用に供されるものであること。
- 2.その製造過程の主要部分が手工業的であること。
- 3.伝統的な技術又は技法により製造されるものであること。
- 4.伝統的に使用されてきた原材料が主たる原材料として用いられ、

製造されるものであること。

5.一定の地域において少なくとも数の方がその製造を行い、又はその製造に従事しているものであること。

経済産業大臣が指定した技術・技法・原材料で制作された伝統的工芸品のなかで、産地検査に合格した製品には、伝統マークのデザインを使った「伝統証紙」が貼られる。この証紙が貼られている製品は、検査を実施したものであり、品質について誇りと責任をもって届けるものとなる。

申請の背景

「江戸押絵」の成立には、江戸という都市の高い文化レベルが背

工芸品名	江戸押絵（えどおしえ）
工芸品の分類	人形・こけし
主な製品	羽子板、肖像画、額装、屏風や団扇などの装飾
主要製造地域	東京都台東区、墨田区、葛飾区／埼玉県川越市、春日部市、新座市／神奈川県二宮町
指定年月日	令和元年11月20日
産地組合	東京歳之市羽子板商組合 〒111-0041 東京都台東区元浅草1-10-1 ☎03-3844-5906 ☎03-3844-3733



東京スカイツリーのエレベーターの押絵(冬の風景／野口豊生氏制作)

景にある。特に押絵羽子板は、歌舞伎・和装・髪型や階級・職業など、当時の江戸文化が凝縮されたものであり、時代背景についての理解がなければ制作することが困難だ。今回の指定への申し出の契機となったのは、伝統工芸品の規定にそぐわないようなものが「江戸押絵」として出回っている現状を鑑み、工法だけでなく、制作背景や絹や綿織物などの原材料、江戸時代から受け継がれる日本画の技法をも後世に残し伝えていきたい、との産地組合の考えからである。また、火災や戦争、震災などによって作品や資料、職人が周辺地域に散り散りになってしまっ

ている現状もある。伝統的工芸品の指定を受けることによって、一つの文化として系統立て、産地組合として基準を設けることによつて、技術を継承したいとのねらいもある。今後は後継者の育成、普及啓発・紹介・揭示および需要開拓、新商品の開発などの振興事業を予定している。

経産省の告示から(表記ママ)

〔特徴〕

江戸押絵は江戸後期より、日本橋から浅草近辺で本格的に作成されてきました。浮世絵をポップアートにしたもので、絹織物などを使い、日本画の技法にて押絵の上



押絵羽子板の最後の名人といわれる京極壽一氏。その作品は、ドイツのシーボルト博物館も所蔵

に上絵や面相を描いて作成されま
す。江戸押絵は役者の似顔絵のみ
ならず、写実的なもの、デフォル
メされたもの、風景や動植物など
様々なものを作成することができ
ます。材料となる織物の様々な織
維の特性が作品に生かされていま
す。

役者の押絵などは、歌川派の豊
原国周の頃から盛んになったよう
です。それらは、着物の着方、色
の取り合わせ、髪型などの深い造
詣がないと作成することができな
いといわれています。

〔作り方〕

下図を描き、糊代を考慮しながら

ら型紙を切り出します。
厚紙に型紙をあて、土台となる
型を切り出します。

切り出した厚紙に綿をのせ、綿
織物などで包みます。

仕上がったそれぞれのパーツを、
和紙であて紙をしながら重ねて組
み上げます。

面相などを描く際には押絵に礬
砂などで目留めをし、胡粉などで
下地を塗り、顔料で彩色していき
ます。

着物の柄などの上絵は、膠と胡
粉、顔料を用い、織物に合わせて
調合し筆で描きます。

羽子板、額装など様々な用途に
使いますが、それぞれ綿の入れ方、



羽子板の面相を描く野口組合長



野口氏作「初春」

組み上げ方が異なります。
技術または技法

1 「押絵」は、次の技術または技
法によること。

(1) 厚紙を土台にし、綿を布でくる
むこと。

(2) 押絵を組み上げる際には、和紙
をあて紙にすること。

(3) 押絵をくるむ際またはあて紙を
する際には、熱した鍔を用いて
糊で接着すること。

2 「面相」は次の技術または技法
によること。

(1) 「目留め」および「地塗り」を
行った後、洪紙製の型紙を用い
て絵の具を刷り込むこと。

(2) 筆を用いて描線を描くこと。

〔原材料〕

1 主原料として使用する生地は、
絹織物または綿織物とすること。

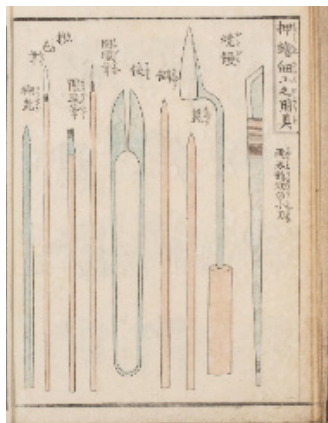
2 使用する綿は、木綿わたとする
こと。

3 押絵の土台となる厚紙は、和紙
を貼り重ねたものまたはボール
紙とすること。

4 あて紙は、和紙とすること。

5 面相には墨、膠および顔料を用
いていることとし、顔料は主に
胡粉、亜鉛華または岩絵具を
用いること。

● これらの基準に則った作品のな
かから、厳正な審査のち合格し
ただけが、「伝統的工芸品」
と示すことができる。



「絹張細工 押絵早稽古」(文政
8(1825)年 堀井軒著 出
版社・柏原屋庄兵衛/錢屋庄兵
衛) 使用している道具は、江戸
末期からほとんど変わらない



毎年12月17日から3日間行わ
れる「浅草寺蔵の市」の様子

経済産業大臣指定伝統的工芸品「江戸押絵」 東京都指定伝統工芸品「江戸押絵羽子板」

これらの伝統的工芸品／伝統工芸品は、江戸時代から浅草で行われている歳の市（浅草寺歳の市／通称：羽子板市〈毎年12月17～19日〉）に端を発し、この伝統・技術・技法を今日まで受け継いできました。作り手は現在でもすべて「浅草寺歳の市」に出店している業者または過去に出店していた業者です。伝統工芸を謳っているのに、その技術、原材料が100年以上受け継がれているものでなくてはなりません。

伝統的工芸品は昭和49年制定の伝産法により保護されており、偽装表示商品を販売することは違法です。

下記は「江戸押絵」「江戸押絵羽子板」ではありません。

- × グルーガンを用いて製作
- × 押絵の部分が羽子板よりも厚い
- × 面相が顔料で描かれていない
- × 髪飾りが木製や、石がついているプラスチック
- × 羽子板本来の形がわからないもの
- × 押絵が化繊またはガラス玉やビニール塗料などの装飾がついているもの

* 「江戸押絵」／「江戸押絵羽子板」パンフレットを100部差し上げます（送料は一律¥1000）
申し込み先：info@asakusa-toshinoichi.com ご芳名、ご住所をお願いいたします。



経済産業大臣指定伝統的工芸品
「江戸押絵」
産地組合
東京歳之市羽子板商組合



東京都指定伝統工芸品
「江戸押絵羽子板」
産地組合
東京都雛人形工業協同組合

承認番号 R 2-208

「江戸押絵羽子板」および「伝統工芸士」の表示について

今般、弊社が販売している羽子板に「江戸押絵羽子板伝統工芸士 江戸勝」の表記をしており、ネット通販などでも多く見かけられますが、弊社が販売している羽子板は東京都指定伝統工芸品とは全く異なる製法であり、特許庁の地域団体商標登録を受けている東京都指定伝統工芸品「江戸押絵羽子板」ではございません。また、弊社の表示ですと東京都指定「江戸押絵羽子板」の伝統工芸士の認定を受けているようにとらえられますが、全くこれに当てはまりません。どの自治体でも伝統工芸士の認定は屋号などではなく個人名に与えられるもので、江戸勝という伝統工芸士はおらず、弊社は水野大が埼玉県伝統的手工芸品「春日部羽子板」の伝統工芸士であり、東京都指定「江戸押絵羽子板」の伝統工芸士ではございません。

以上の内容により今まで多数の販売店、消費者の方々に誤解などを招く事となりましたが、既に販売している商品に関しては取引先に今までの表示を訂正し、以後はこれらの商品に関して「江戸押絵羽子板」および「伝統工芸士 江戸勝」の文言を使用しないようにいたします事を、ご了承くださいませようお願い申し上げます。

有限会社水野製作所